

就職氷河期世代就職支援プログラム

業務説明資料

本資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務委託の条件となるものではない。

1 件名

就職氷河期世代就職支援プログラム業務委託

2 事業の目的

国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、就職氷河期世代の方で、正規雇用を希望しながら非正規雇用として働いている34歳以上49歳以下の求職者を対象として、土日祝日や平日の夕方以降の就労支援に関する総合案内窓口を設け、来所や電話での問い合わせに対し、本事業の支援メニューや既存事業である「横浜市就職サポートセンター」及び他の市内就労支援機関等の案内を行うコンシェルジュ機能を整備・運営する。

求職者に対する個別相談を通し、本人の現状や適性などを踏まえ、個々の事情に対応した適切な就労支援の案内を行うことで、正規雇用につなげることを目的とした効果的な就労支援を実施する。

支援にあたっては、契約期間中を通じた市民への広報活動及び就労支援機関や市内中小企業との連携を構築し、求職者への安定的な就労支援体制を推進していく。

3 事業の概要

(1) 事業期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(2) 契約期間

ア 委託契約は単年度ごとの締結とする。

イ 令和2年度の委託期間は、契約締結日から令和3年3月31日とする。

ウ 令和3年度及び令和4年度の委託契約については、それぞれ令和2年度、令和3年度の業務実績等の履行状況を適正に審議した上で、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下、局業者選定委員会）で次年度の受託候補者として特定する。

エ 令和2年度及び令和3年度の局業者選定委員会で、次年度の受託候補者として特定されなかった場合は、その理由を付して通知する。

オ 翌年度以降において予算の減額又は削除があった場合は、当該事業は縮小又は中止する。

(3) 参考見積書（概算業務価格）

令和2年度の参考見積書は、業務価格13,000千円（税込）を上限として作成すること。

(4) 提案書

提案書は以下の事項を想定して作成すること。

ア 令和3年度及び令和4年度の業務価格の上限は各年26,000千円（税込）とする。ただし、このことをもって令和3年度及び令和4年度の業務価格を拘束又は保証するものではない

イ 合同就職説明会は、令和2年度は1回以上、令和3年度及び令和4年度は年2回以上開催することとする。

ウ 横浜市内に本社がある事業者又は横浜市内に主たる事務所がある事業者の開拓は、インターンシップ受入登録企業と合同就職説明会参加企業を合わせて、令和2年度は30社以上、令和3年度及び令和4年度は年70社以上を目標数とする。

- エ 個別相談件数は、令和2年度は300件以上、令和3年度及び令和4年度は年600件以上を目標数とする。
- オ 個別研修受講者数は、令和2年度は40人以上、令和3年度及び令和4年度は年80人以上を目標数とする。
- カ 正規雇用として、令和2年度は20人以上、令和3年度は50人以上、令和4年度は60人以上の就職を目標数とする。

(5) 履行場所

市内の鉄道駅からおおむね徒歩10分以内の適切な場所に、相談業務や研修など本事業を実施するためのスペースを受託者が確保すること。なお、既存の施設に併設する場合は、就職氷河期専用窓口を設置していることを明示すること。

(6) 事業対象者

正規雇用を希望していながら非正規雇用として働いている34歳以上49歳以下の求職者

(7) 委託内容

別添「就職氷河期世代就職支援プログラム業務委託仕様書」（以下「業務委託仕様書」という。）のとおり。

4 委託業務概要

(1) 委託内容

ア 相談支援

(ア) 就労支援総合案内窓口業務

(イ) 個別相談業務

イ スキル向上支援

就職支援研修業務

ウ 就職支援

(ア) インターンシップ受入企業及び合同就職説明会等参加企業の開拓業務

(イ) 合同就職説明会業務

(ウ) インターンシップ受入およびマッチング支援業務

エ 定着支援

就職後の定着支援業務

オ その他

(ア) 相談記録の管理及び分析業務

(イ) 事業の広報、関係機関との連携業務

(2) 提出物

ア 業務報告書（月報・随時）

イ 業務完了報告書（年報）

(ア) 冊子（A4版 簡易製本） 3冊

(イ) 電子データ：USB等に記録したもの 1式

(ウ) その他業務関連資料（電子データ及び紙データ） 1式

5 条件・仕様など

(1) 参考見積書の内訳

参考見積書は、業務価格を上限13,000千円（税込）として作成すること。事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

(2) その他仕様

ア 別添「業務委託仕様書」のとおり

※当事業において最低限実施していただきたい内容となっている。これらに加えて、成果を上げるために効果的と考える支援メニューがある場合には、適宜企画書にて提案すること。

イ 労働関係その他の法令及び本市契約関係規定や「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」「WEBページ作成基準」等関係法令を遵守すること。

6 委託料の支払い

委託料は、2回以内の部分払いとし、業務報告書（月報）及び部分完了に係る委託完了届出書の受領後、市で検査確認した後支払うものとする。なお、最終の支払いについては、業務完了報告書（年報）の検査確認後に支払うものとし、支払金額は、委託費全額から支払済額を差し引いた額を上限とする。

7 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、横浜市と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。